

技術者データベースの整備について

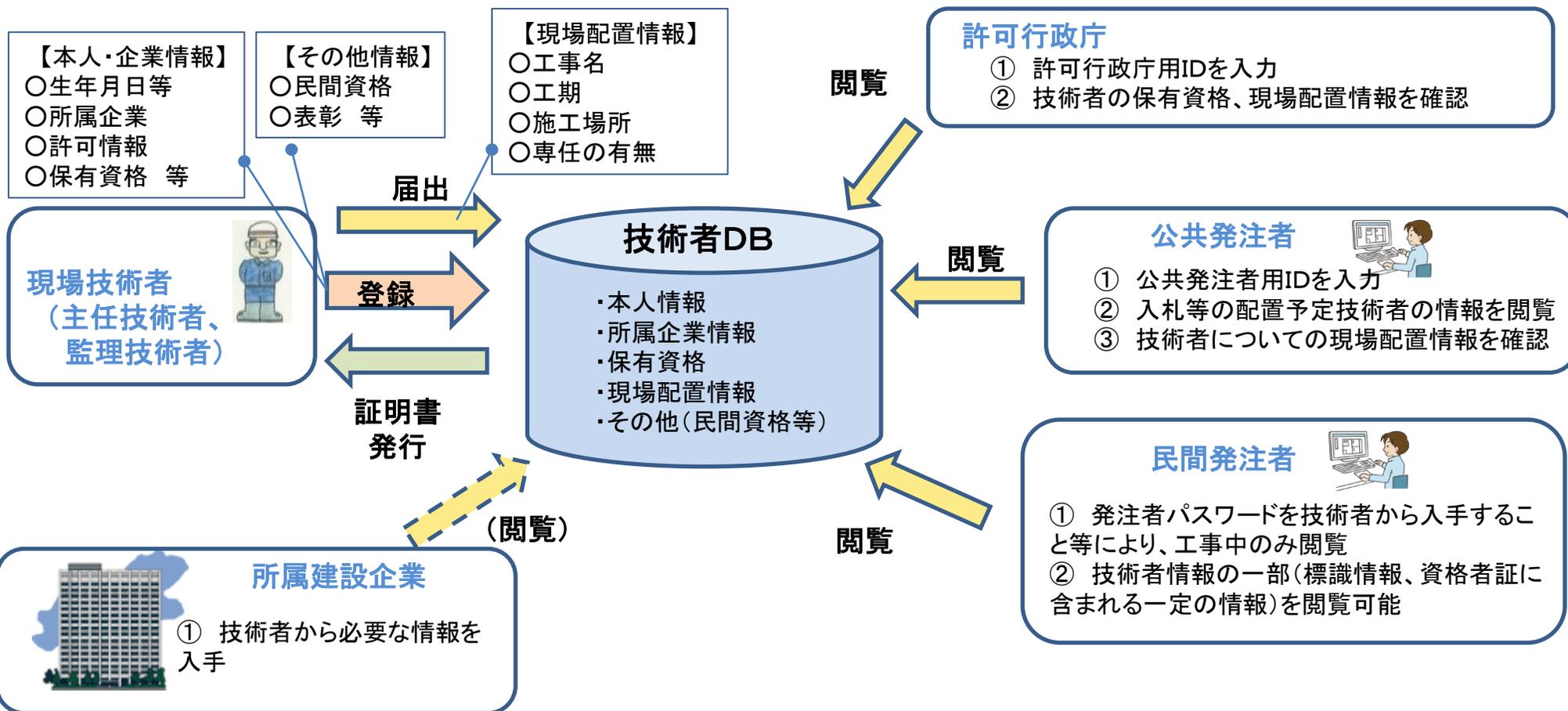
基本問題小委員会

- 任意で登録を行った「主任技術者となり得る者」も、社会に対する責任を果たし福祉の向上に資する点から、何らかの資質のチェックは必要ではないか。
- 新規登録者は、登録時における資質チェックは基本的に不要ではないか。
- 主任技術者であっても専任が要求される場合があり、制度として専任のチェックは必要であるが、民間工事の専任の実状を踏まえ段階的に運用してはどうか。
- 人材育成、若手技術者への技術継承の視点から、DB利用方法、閲覧との関係を踏まえた議論が重要。
- 優秀な人材の引き抜き等、雇用、育成の経費を払っているまじめな企業が損をしないよう、誰が、いつ、どのような情報を閲覧可能とするのか、目的、効果等の整理が必要。
- ネガティブ情報をDBに登録できるようにするなど、その情報の扱いについて踏み込むべき。

中央建設業審議会総会

- 登録、登録した後のメンテナンスを含め効率的、効果的な方策を検討すべき。
- 誰が管理し誰がアクセスでき、どれくらいの情報をオープンにしていくのかを整理。

- 技術者が本人情報、保有資格、企業情報、現場配置情報(工事名、工期、施工場所、専任の有無)を登録
- 民間発注者は、一定の手続きを経た場合、一部の情報を閲覧(現行の標識、資格者証の情報を想定)
- 公共発注者、許可行政庁は、システム上で、閲覧用ID、氏名、会社名等を入力し保有資格、専任等を確認



○ インターネットで閲覧(※)できる範囲等 (※) 氏名、雇用建設企業名等を入力し、「当該技術者の一定の情報」を閲覧可能とする。

| | 各主体 | | | | | |
|---------------------------------------|--------------------------|------------------------|--------------------------------------|--|------------------------|-----|
| | 技術者本人 | 所属企業 | 発注者 | 公共発注者 | 許可行政庁 | 一般人 |
| 目的 | ●登録情報の真正性の確認 ●登録情報の証明 | ●技術者適正配置のための登録内容の把握 | ●技術者の保有資格等の確認 ●現場での本人確認 ●専任の確認 | ●同左 ●施工体制台帳と施工体制の整合確認 ●公共工事の品質確保 | ●専任違反の確認(建設業者の指導監督のため) | — |
| 閲覧の方法 | 技術者ID パスワード | 所属企業ID又は技術者から情報を取得等(※) | 発注者パスワードを技術者から入手すること等により工事中のみ閲覧 | 公共発注者ID パスワード | 許可行政庁ID パスワード | — |
| 閲覧の対象となる技術者 | 本人 | 所属企業の技術者(社員) | 契約企業の当該工事の配置技術者 | すべての登録された技術者 | すべての登録された技術者 | — |
| 現行の資格者証情報(本籍等を除く。雇用企業・雇用期間、写真等含む一定情報) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — |
| 本人情報(本籍、生年月日等) | ○ | ○ | × | ○ | ○ | — |
| 保有資格詳細情報(学歴、指定学科、他の国家資格等) | ○ | ○ | × | ○ | ○ | — |
| 資質向上情報(一定の民間資格、表彰等) | ○ | ○ | × | ○ | ○ | — |
| 現場配置情報(工事中) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — |
| 現場配置情報(過去を含む) | ○ | ○ | × | ○ | ○ | — |

○ その他、DB管理者は、技術者本人の求めに応じ、技術者に対し、登録情報に関する証明書等を発行。

(※) 所属企業の閲覧の方法については、さらに検討が必要。

- 技術者が登録を受けることにより、技術者に対する評価の向上及び継続的な資質の維持・向上につながるインセンティブとなるしくみが必要である。

○ 登録促進の方策(例)

- 登録を受けた技術者については、経営事項審査の技術力に係る評価点数について適正に評価する。
- 登録を受けた技術者については、許可における営業所専任技術者の実務経験、同等の技術又は技能を有することを証する書類を簡素化する。

○ 登録のメリット(例)

- 実務経験により監理技術者や主任技術者になれる資格を有する技術者は、当該資格を公的に証明することができる。
- 監理技術者については、定期的に技術力の維持・向上を図っている一定のレベルの技術者であることを証明することができる。
- その他の民間資格や工事实績をあわせて登録でき、必要に応じ証明書等により証明することができる。

- 現状では、資格者証を不正の手段で取得したことが判明した場合でも、その時点で資格等の要件さえ満たせばすぐに資格者証の再交付が可能であり、監理技術者としての業務を行うことができる。
- 不正行為の防止等のため、技術者を雇用する建設企業との関係に留意しつつ、登録における欠格事由や登録の取消し等に関するルールを設定してはどうか。

○登録に際しての欠格事由（例）

- 登録の取り消しから一定年を経過しない者 等

○一定の場合の登録の取消し（例）

- 不正の手続きにより登録を行った者
- 他の技術者に名義貸しをした者

※ 技術者が登録の取消しを受けた場合で、建設企業にも帰責事由がある場合は、当該企業も監督処分の対象とすることが考えられる。

○ 国土交通大臣が技術者情報の登録及び閲覧に関する事務を実施することとする。

但し、事務の効率化等の観点から、一定の要件(※)を満たす者に、当該事務を実施させることが考えられる。

○ 当該事務を実施する者は、システムの設計、整備を行い、手数料等の収入で運営することを想定。

(※) 当該事務を公正かつ適正に実施できるかどうかを、実施する者の要件、実施計画、実施体制、効率的な運用の実現可能性その他の視点により審査・決定してはどうか。

